

○被留置者による再審査の申請等に係る調査手続等に関する規則

平成19年7月13日公安委員会規則第13号

改正

平成28年4月公安委員会規則第4号

令和4年3月30日公安委員会規則第9号

被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則をここに公布する。

被留置者による再審査の申請等に係る調査手続等に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第230条及び第232条の規定に基づき、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対してされる再審査の申請及び事実の申告に係る調査手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(受付等)

第2条 警察本部の留置業務主管課長（以下「主管課長」という。）は、公安委員会に対してされた再審査の申請を行う書面（以下「再審査申請書」という。）又は事実の申告を行う書面（以下「事実の申告書」という。）を受付した場合は、再審査申請書・事実の申告書受付台帳（別記様式第1号）に受付年月日等必要な事項を記入するとともに、再審査申請書受付表（別記様式第2号）又は事実の申告書受付表（別記様式第3号）に必要な事項を記載し、その内容を速やかに公安委員会に報告しなければならない。

第2章 再審査の申請

(再審査申請書の交付)

第3条 留置業務管理者（法第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。）は、審査の申請の裁決に不服のある者が法第230条第1項に規定する再審査の申請をすることを希望した場合には、その者に対し、再審査申請書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(再審査申請書の作成)

第4条 留置業務管理者は、再審査申請書を自書することができない被留置者から代書の申出があった場合には、留置業務管理者が指定する留置担当官（法第16条第2項に規定する留置担当官をいう。以下同じ。）に代書させるものとする。

2 留置業務管理者は、被留置者が2人以上共同して、又は他の者に代わって再審査申請書を作成することを申し出た場合には、これを認めないものとする。

3 留置業務管理者は、再審査の申請をすることを希望する被留置者が再審査申請書の発送を申し出た場合には、留置担当官を立ち会わせて上、当該被留置者自らが封筒に再審査請求書を入れ、封かんした後に留置担当官に提出させるものとする。

4 被留置者が作成中の再審査申請書を保管場所に保管する場合には、留置担当官を立ち会わせて上、当該被留置者自らが封筒に再審査申請書を入れ、封かんした後に保管させるものとする。

(申請期間)

第5条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第18条に規定する審査請求期間には、留置施設において再審査申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

(補正)

第6条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する審査法第23条の規定により補正を行わせる場合は、再審査申請書を提出した者（以下「再審査の申請人」という。）に対し、補正命令書（別記様式第5号）により補正を命じ補正書（別記様式第6号）を交付するものとする。

(留置業務管理者に対する報告、資料等の提出命令等)

第7条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定により留置業務管理者に対し、報告又は資料その他の物件の提出を命じる場合は、報告、資料等提出命令書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により資料その他の物件（以下「資料等」という。）の提出を受けた

場合は、留置業務管理者に預り証（別記様式第8号）を交付し、資料等保管簿（別記様式第9号）に記載しておかなければならない。

3 資料等を返還する場合は、預り証と引換えに返還するものとする。

（再審査の申請人その他の関係者に対する質問）

第8条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定により再審査の申請人その他の関係者に対し質問した場合は、その陳述内容を陳述録取書（別記様式第10号）に録取りし、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、署名させなければならない。

（再審査の申請人その他の関係者からの物件の提出等）

第9条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定により再審査の申請人その他の関係者に対し物件の提出を求める場合は、物件提出依頼書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の依頼により提出された物件を留め置く場合は、提出者に留め置き証（別記様式第12号）を交付し、物件留め置き簿（別記様式第13号）に記載しておかなければならない。

3 物件を返還する場合は、留め置き証と引換えに返還するものとする。

（検証）

第10条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定により検証を行った場合は、検証調書（別記様式第14号）を作成するものとする。

（執行停止）

第11条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する審査法第25条第2項の規定により再審査の申請に係る処分について執行停止した場合は、当該再審査の申請人に対し執行停止通知書（別記様式第15号）により通知するものとする。

2 前項の執行停止通知書は、ファクシミリ装置その他隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信することができるものとする。

（執行停止の取消し）

第12条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する審査法第26条の規定により再審査の申請に係る処分についての執行停止を取り消した場合は、当該再審査の申請人に対し執行停止取消通知書（別記様式第16号）により通知するものとする。

2 前項の執行停止取消通知書は、前条第2項に規定する方法で送信することができるものとする。

（裁決）

第13条 法第230条第3項において準用する審査法第46条第1項本文及び第47条（ただし書及び第2号を除く。）の規定による裁決は、裁決書（別記様式第17号）により行うものとする。

（再審査の申請の取下げ）

第14条 留置業務管理者は、法第230条第3項において準用する審査法第27条第1項の規定により再審査の申請人が、再審査の申請を取り下げを希望した場合には、その者に対し、再審査申請取下書（別記様式第18号）を交付するものとする。

2 留置業務管理者は、再審査申請取下書を自書することができない者から代書の申出があった場合には、留置業務管理者が指定する留置担当官に代書させるものとする。

3 公安委員会は、再審査申請取下書を受理した場合は、再審査の処理を終結させるものとする。

（再審査手続の承継）

第15条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する審査法第15条の規定により、再審査の申請人の地位を承継した者（以下「承継人」という。）から地位の承継をする旨の申出を受けた場合は、地位承継届出書（別記様式第19号）に地位の承継を証する書面を添付の上、提出するよう求めるものとする。

第3章 事実の申告

（事実の申告書の交付）

第16条 留置業務管理者は、被留置者が、法第232条第1項の規定による事実の申告（以下この章において単に「事実の申告」という。）をすることを希望した場合には、その被留置者に対し事実の申告書（別記様式第20号）を交付するものとする。

（再審査の申請に関する規定の準用）

第17条 第4条から第10条までの規定は、事実の申告について準用する。この場合において、第4条、

第5条及び第6条中「再審査申請書」とあるのは「事実の申告書」と、第4条及び第6条中「再審査の申請」とあるのは「事実の申告」と、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条中「法第230条第3項」とあるのは「法第232条第3項」と、第6条、第8条及び第9条中「再審査の申請人」とあるのは「事実の申告人」と読み替えるものとする。

(確認の結果の通知)

第18条 公安委員会は、法第232条第3項において準用する法第164条第1項に規定する事実の有無について確認した場合は、その結果を事実の申告人に通知書（別記様式第21号）により通知するものとする。

(事実の申告の取下げ)

第19条 留置業務管理者は、事実の申告人が事実の申告を取り下げを希望する場合には、その者に対し、事実の申告取下書（別記様式第22号）を交付するものとする。

2 留置業務管理者は、事実の申告取下書を自書することができない者から代書の申出があった場合には、留置業務管理者が指定する留置担当官に代書させるものとする。

3 公安委員会は、事実の申告取下書を受理した場合は、事実の申告の処理を終結させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日公安委員会規則第9号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

再審査申請書・事実の申告書受付台帳

年

受付 番号	受付月日	種 別	申請(告)人 氏 名	受 付 担当者	送付月日	主管課 受領者
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書			月 日	
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書			月 日	
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書			月 日	
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書			月 日	
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書			月 日	
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書			月 日	
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書			月 日	
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書			月 日	
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書			月 日	
	月 日	<input type="checkbox"/> 再審査申請書 <input type="checkbox"/> 事実の申告書			月 日	

注)「再審査申請書」又は「事実の申告書」の写しを編てつすること
別記様式第2号(第2条関係)

再 審 査 申 請 書 受 付 表

		受付番号
受 付	年 月 日 時 分	
	取扱者	
送達方法	<input type="checkbox"/> 郵便（簡易書留） <input type="checkbox"/> 一般(特定)信書便 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
再 審 査 の 申請人の住所 氏 名 等	住所（留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる警察署の名称） 氏名 <div style="text-align: right;">年齢 歳</div> 電話番号	
主 管 課 受 領 者	年 月 日 時 分	
	階級・氏名	
再 審 査 の 申請書に記載 されている内 容 の 確 認	1 再審査の申請ができる者か(審査の申請の裁決に不服のある者か) <input type="checkbox"/> 申請できる者 <input type="checkbox"/> 申請できない者 2 再審査の申請人が自らしたものか。又は自書することができない者で代書の申し出があつた者か <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代書 3 記載事項は法第230条第3項で読替える行政不服審査法第19条第2項第1号から第6号まで全てが記載されているか <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 4 審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して30日以内の申請か（やむを得ない理由があるときはその理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限ることと郵便等の送付に要した日数は算入しないことに注意） <input type="checkbox"/> 期間内 <input type="checkbox"/> 期間経過	
報告年月日	公安委員会	年 月 日
備 考		

注1) □には、該当するところにチェックすること。

注2) 法とは「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」をいう。

<p>要 旨 等</p>	<p>1 審査の申請の裁決の告知があった日 年 月 日</p> <p>2 要旨</p>	
<p>公安委員会 処理方針等</p>		
<p>処理状況等</p>		
<p>処 理 結 果</p>	<p>裁 決 内 容</p>	
	<p>裁決年月日</p>	
<p>備 考</p>		

別記様式第3号（第2条関係）

事実の申告書受付表

		受付番号	
受 付	年 月 日 時 分		
	取扱者		
送 達 方 法	<input type="checkbox"/> 郵便 (簡易書留) <input type="checkbox"/> 一般(特定)信書便 <input type="checkbox"/> その他 ()		
申 告 人 の 氏 名 等	氏名 年齢 歳 留置施設の置かれる警察署の名称		
主 管 課 受 領 者	年 月 日 時 分		
	階級・氏名		
事実の申告書に 記載されている 内 容 の 確 認	1 事実の申告ができる者か (通知の内容に不服のある者か) <input type="checkbox"/> 申告できる者 <input type="checkbox"/> 申告できない者 2 申告人が自らしたものか。又は自書することができない者で代書の申し出があった者か <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代書 3 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令第15条に規定する記載事項が全部記載されているか <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 4 事実の申告の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内の申告か (やむを得ない理由があるときはその理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限ることと郵便等の送付に要した日数は算入しないことに注意) <input type="checkbox"/> 期間内 <input type="checkbox"/> 期間経過		
報告年月日	公安委員会	年 月 日	
備 考			

注) □には、該当するところにチェックすること。

<p>要 旨 等</p>	<p>1 通知を受けた年月日 年 月 日</p> <p>2 要旨</p>	
<p>公安委員会 処理方針等</p>		
<p>処理状況等</p>		
<p>処 理 結 果</p>	<p>通 知 内 容</p>	
	<p>通知年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>		

別記様式第4号（第3条関係）

再 審 査 申 請 書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

再審査の申請人の住所又は居所

氏名

年齢 歳

1 再審査の申請に係る処分の内容

2 再審査の申請に係る処分があったことを知った年月日
年 月 日

3 再審査の申請の趣旨及び理由

4 処分庁の教示の有無及びその内容

5 再審査の申請の年月日
年 月 日

別記様式第5号（第6条関係）

補正命令書

第 号
年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

あなたの再審査申請書（事実の申告書）は、次の事項について不備です
から、 年 月 日までに、補正の上、提出してください。
なお、正当な理由がなく期日までに提出されないときは却下します。

1

別記様式第6号（第6条関係）

補 正 書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所又は居所

氏名

年 月 日付けの補正命令書により命令があった事項について、
次のとおり補正します。

補正箇所

を

と補正する。

報告、資料等提出命令書

第 号
年 月 日

留置業務管理者
警察署長 殿

青森県公安委員会 印

再審査の申請人（事実の申告人） に係る
再審査の申請（事実の申告）の調査に必要なので、次のとおり報告、資料等の
提出を命じます。

1 命じる事項

2 報告、資料等提出期限
年 月 日

3 報告、資料等提出先

※ 提出を求める物件が多数の場合等、必要に応じて別紙を使用すること。
別記様式第8号（第7条関係）

預　　り　　証

第　　号
年　月　日

留置業務管理者

警察署長 殿

青森県公安委員会 印

再審査の申請（事実の申告）の調査のため、次のとおり預かりました。

1 再審査の申請人の住所又は居所及び氏名（事実の申告人の場合は氏名のみ）

2 預かった年月日

年　月　日

3 預かった資料その他の物品の品名及び数量

別添「保管資料等一覧表」のとおり

（警 察 本 部） 担当者

電話

（　　警察署） 担当者

電話

別添

保管資料等一覧表

番号	品名	数量	備考

※ 空欄には斜線を引くこと。
別記様式第9号（第7条関係）

資料等保管簿

番号	品名	数量	預かった 年月日	提出者	保管者 氏名	返還 年月日	引渡者 氏名	受取者 氏名

※ 空欄には斜線を引くこと。
別記様式第10号（第8条関係）

陳 述 録 取 書

(陳述人)

住所又は居所

氏名

年 月 日生 (歳)

上記の者は、 年 月 日 において、
本職に対し、次のとおり陳述した。

1

陳述人

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て
て署名した。

前同日

所属

階級

氏名

別記様式第11号 (第9条関係)

物 件 提 出 依 頼 書

第 号
年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

再審査の申請（事実の申告）の調査のため、必要がありますので、物件の提出をお願いします。

- 1 再審査の申請（事実の申告）の要旨
- 2 再審査の申請人の住所又は居所及び氏名（事実の申告人の場合は氏名のみ）
- 3 提出を求める品名及び数量
- 4 提出期限
年 月 日
- 5 提出場所

担当者

電話

別記様式第12号（第9条関係）

留め置き証

第 号
年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

再審査の申請（事実の申告）の調査のため、次のものを留め置きました。

1 再審査の申請人の住所又は居所及び氏名（事実の申告人の場合は氏名のみ）

2 留め置いた年月日

年 月 日

3 留め置き物件の品名及び数量

別添「留め置き物件一覧表」のとおり

担当者

電話

※ この留め置き証と引換えに上記物件をお返しすることになりますから、大切に保管してください。

別添

留め置き物件一覧表

番号	品名	数量	備考

※ 空欄には斜線を引くこと。
別記様式第13号（第9条関係）

物 件 留 め 置 き 簿

番号	品 名	数 量	留め置き 年 月 日	提 出 者 住所、氏名	保管者 氏 名	返 還 年 月 日	引渡者 氏 名	受 取 者 住所氏名

※ 空欄には斜線を引くこと。
別記様式第14号（第10条関係）

検 証 調 書

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

所 属
階 級
氏 名

青森県公安委員会に対する再審査の申請（事実の申告）について
検証者

が行った検証の結果は、次のとおりです。

- 1 審査の申請（事実の申告）の要旨
- 2 再審査の申請人の住所又は居所及び氏名（事実の申告人の場合は氏名のみ）
- 3 検証の日時及び場所
- 4 立会人
- 5 検証の目的
- 6 検証の経過
- 7 その他参考事項

別記様式第15号（第11条関係）

執行停止通知書

第 号

年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

再審査の申請に係る処分について、次のとおり執行停止したので通知します。

- 1 再審査の申請の要旨
- 2 再審査の申請人の住所又は居所及び氏名
- 3 再審査の申請に係る処分
- 4 執行停止の内容
- 5 執行停止の期間

別記様式第16号（第12条関係）

執行停止取消通知書

第 号
年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

再審査の申請に係る処分についての執行停止を、次のとおり取消したので通知します。

- 1 再審査の申請の要旨
- 2 再審査の申請人の住所又は居所及び氏名
- 3 再審査の申請に係る処分
- 4 執行停止の期間
- 5 執行停止を取消した理由

別記様式第17号（第13条関係）

裁 決 書

第 号
年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

あなたの再審査の申請については、次のとおり裁決します。

- 1 主文
- 2 事案の概要
- 3 再審査の申請人の主張の要旨
- 4 裁決の理由

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（当該訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、裁決の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（当該訴訟において青森県を代表とする者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第18号（第14条関係）

再 審 査 申 請 取 下 書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所又は居所

氏名

年齢 歳

私は、次の理由により再審査の申請を取り下げます。

1 取り下げる再審査の申請

2 取下げの理由

別記様式第19号（第15条関係）

地位承継届出書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所又は居所

氏名

年齢 歳

再審査の申請人

住所又は居所

氏名

から、その地位を承継しましたので、次のとおり届け出ます。

記

1 再審査の申請に係る処分の内容

2 地位を承継した理由

3 その他

※ 地位を承継したことを証する書面の写し等を、この届出書に添付してください。
別記様式第20号（第16条関係）

事 実 の 申 告 書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

氏名

年齢 歳

留置施設の置かれる警察署の名称

1 事実の申告に係る事実

2 事実の申告の年月日

年 月 日

3 警察本部長に対する事実の申告に係る通知を受けた年月日

年 月 日

別記様式第21号（第18条関係）

通 知 書

第 号
年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

あなたの事実の申告については、次のとおり通知します。

1

別記様式第22号（第19条関係）

事実の申告取下書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

氏名

年齢 歳

留置施設の置かれる警察署の名称

私は、次の理由により事実の申告を取下げます。

1 取下げる事実の申告

2 取下げの理由